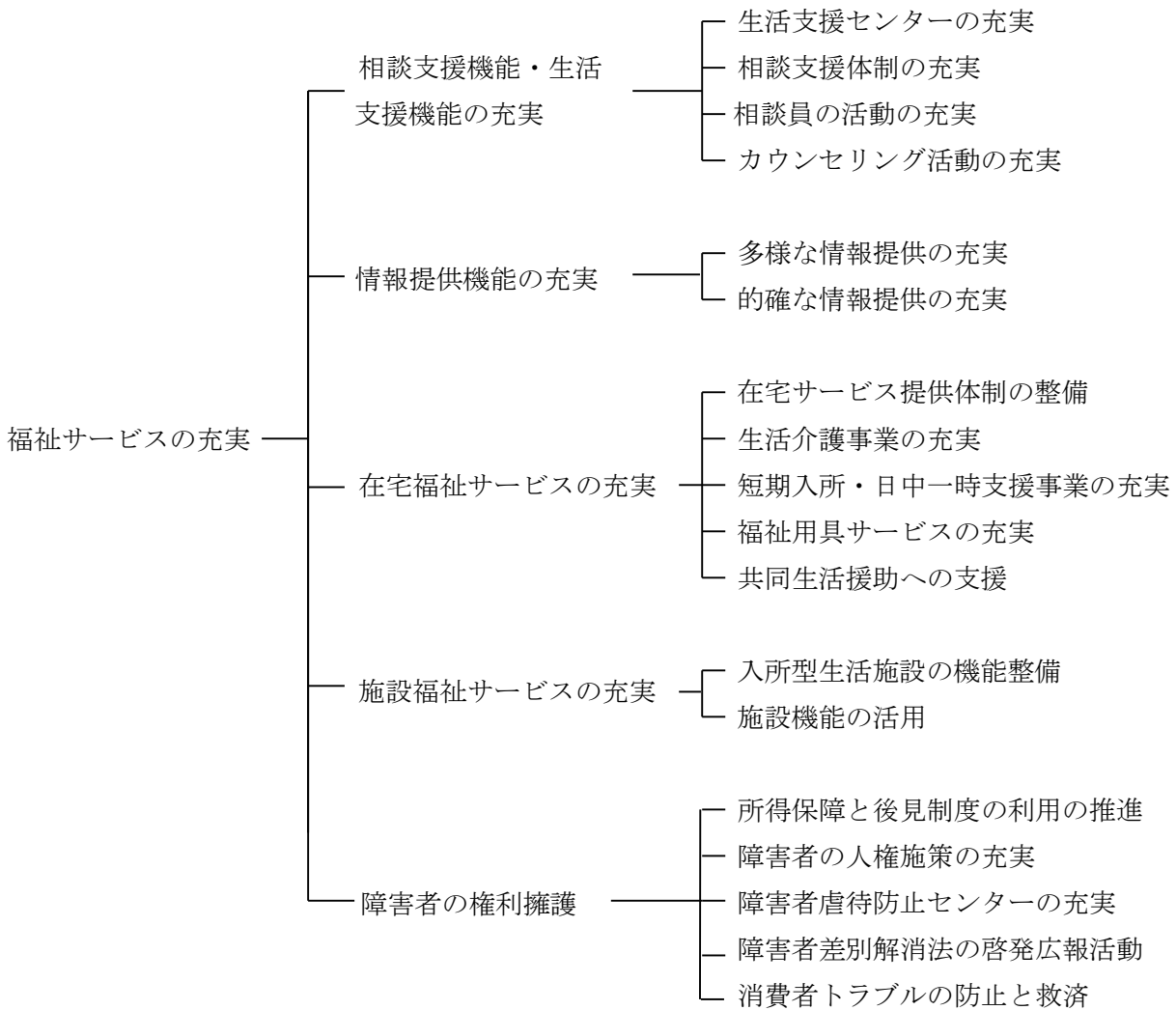


6. 福祉サービスの充実



(1) 現状と課題

障害者の自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの障害の特性やニーズに応じた福祉サービスの充実に努め、障害者が主体的に安定した豊かな生活を営むことが出来るように、生活の質(QOL)の向上を図ることが必要です。今回のアンケート調査から情報の提供と共に資源の充実・相談支援の充実が求められていることがうかがえます。

① 現状

・相談支援機能・生活支援機能の充実

平成 25 (2013) 年 4 月から本市では相談事例の多様化、複合化が進むなか、これまで身体、知的、精神の三障害個別に対応してきた相談支援の課題に適切に対応し、一体的・一元的に障害全てに対応する相談支援の拠点として、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター機能を地域包括支援センター内に設置し、相談支援の機能強化と障害者の権利擁護の充実等を図っています。

伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」では、雇用・福祉・教育等の関係機関の人たちと協力しながら、障害のある方が働くことや生活していくために必要な支援をしています。

児童の相談については総合福祉センター「ふれあい」に家庭児童相談室と子ども相談室の相談窓口を設置しています。

身近な地域の相談には、民生委員・児童委員、まちの保健室等が対応し、専門機関へ繋いでいますが、知的障害者や精神障害者への対応には、専門的な知識も必要とされています。

本市には、身体・知的・精神障害者相談員が計 5 名配置されています。任期は 2 年間となっています。

・情報提供機能の充実

福祉サービスの周知等のために「障害者ガイドブック」を対象者や関係機関に配布しています。また、的確な情報提供のために、点字広報や録音広報の発行、手話通訳者、要約奉仕員の派遣、自主サークルによる手話講習会の実施、点訳奉仕員養成事業などを実施しています。

・在宅福祉サービスの充実

障害者団体として、名張市身体障害者互助会、名張市聴覚障害者協会、名張市視覚障害者協会、特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会、名張市精神障害者家族会なばるの会が活発に活動を行なっています。

ホームヘルプサービス事業については、現在 11 事業所が市内で稼働していて、障害の種類や年齢に応じてサービスを提供しています。

訪問看護サービスは、事業所が市内で稼働していて、利用者の主治医の指示により必要な看護や介護サービスを医療保険制度で提供しています。

生活介護事業は、「ききょうの家」、「K o b o れもんぐらす」、「はなの里」、「青蓮寺オーラック」等 10 事業所で知的障害者・身体障害者を対象に個別支援計画に基づき、日常生活の介護や支援や相談及び健康管理並びに社会生活上必要な活動を中心に実施しています。また、児童発達支援・放課後等デイサービスは「どれみ」、「ひまわり児童ファーム 名張ファーム」、「ゆうら」で児童を対象に子どもの発達支援、家族支援、関係機関との連携を図り、子どものより良い、育ち、学びを支援しています。短期入所事業は、6 事業所があり、3 障害の方が利用できるよう 31 床でサービスを提供しています。なお、知的障害者(児)を対象に 14 事業所で日中一時支援事業をしています。

福祉用具サービスの関係では、名張市社会福祉協議会で介護用ベッド、エアーマット、車いすの無料貸し出しをしています。

・障害者虐待の防止

障害者に対する虐待は、障害者自身が虐待を受けていると自覚できない場合も含め、いつでもどこでも起こる可能性があると言わなければなりません。平成 24 (2012) 年 10 月に名張市障害者虐待防止センターを設置し、虐待の第一発見者は名張市障害者虐待防止センターへの通報を義務付け、関係者等からの状況の確認や聴き取りなどを実施し、虐待の防止に資するよう取り組んでいます。

【前計画の達成状況】

i. 相談支援機能・生活支援機能の充実

- ・生活支援センターへの相談案件に対し、重複障害等連携が必要な場合は、共生地域デザイン会議の専門部会等に各生活支援センターの相談員を配置することで相互の連携調整を図っています。
- ・地域包括支援センター内の基幹相談支援センターをはじめ、各地区に配置されたまちの保健室、民生委員・児童委員の協力を得て、相談窓口を開設し、関係機関へつなぐネットワーク体制が確立しています。連携・調整については名張市共生地域デザイン会議の各会合において実施しています。

ii. 情報提供機能の充実

- ・障害者ガイドブックの活用し易い形での提供、並びに名張市ホームページについても情報格差の均衡を図るためリニューアルしました。
- ・手話通訳等、研修をはじめ企業や当事者間のコミュニケーションの円滑化の推進に努めることが出来ました。

iii. 障害者の権利擁護

- ・名張市社会福祉協議会が中心となり、権利擁護事業や成年後見制度の周知を図り、実施につなげることが出来ました。

② 調査結果

(ア) 障害福祉サービス事業の利用状況

障害者福祉に関する基礎調査で、障害福祉サービス（ホームヘルパーや短期入所）の利用状況を障害者本人に聞いたところ、利用している者は障害者全体で12.5%、利用していない者は56.2%となっており、前回の調査の利用している者14.4%、利用していない者は56.4%で、ほぼ横ばいとなっています。

また、利用しているサービスの内容については、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所、日中一時支援サービスが一番多く、それぞれ9.2%となっています。

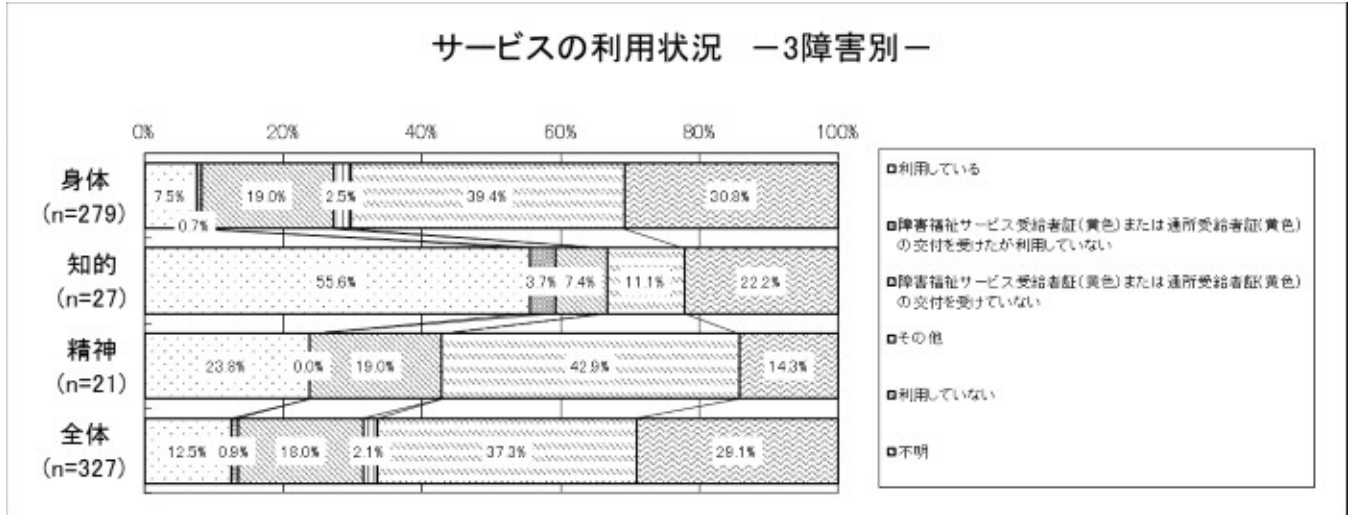


図15 サービスの利用状況 -3障害別-

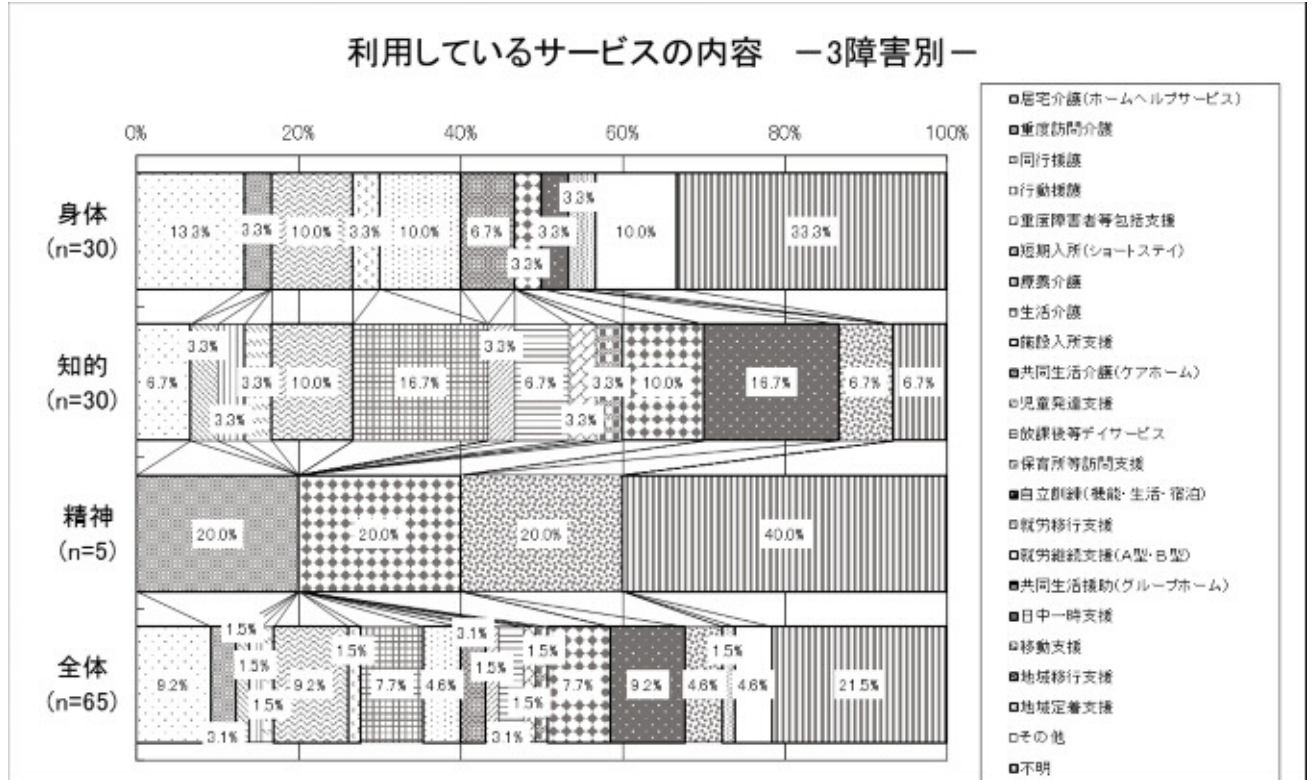


図16 利用しているサービスの内容 -3障害別-

(イ)障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化

同調査で、障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化を障害者本人に聞いたところ、障害者全体では利用できる量が増えた、利用できる種類が増えた、事業者が意見や要望に対応してくれるようになったと回答しています。

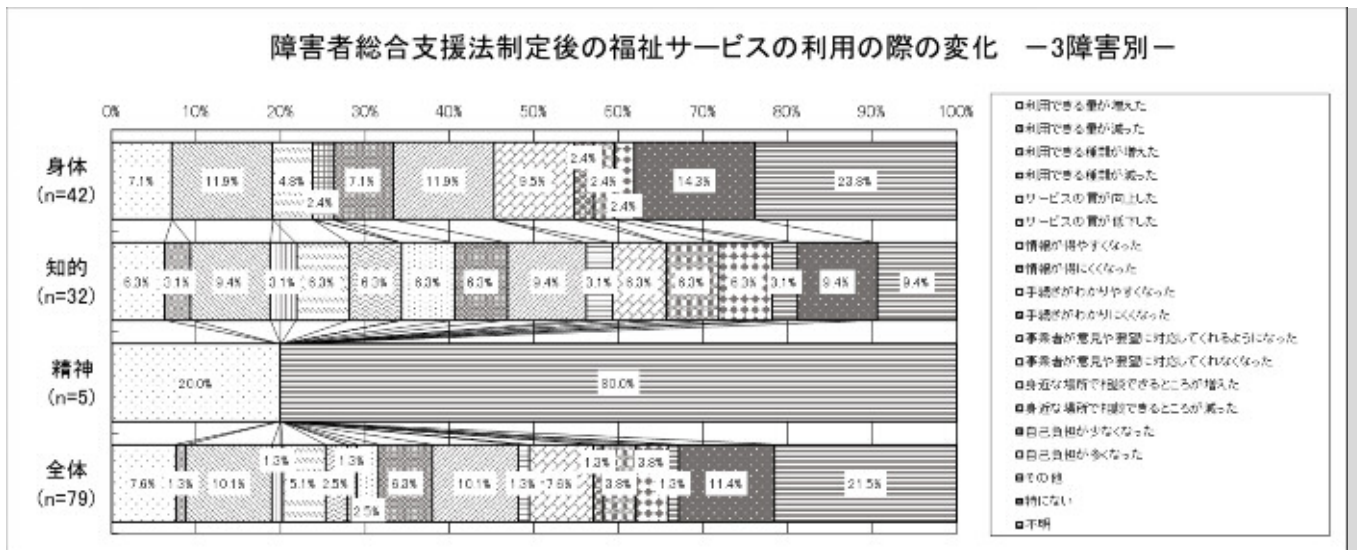


図 17 障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化 -障害者本人 3障害別-

(ウ)障害者福祉推進のための要望

現在および将来の生活に対する不安は、本人・介護者の健康や老化の問題が1番多く、次に経済的な問題が挙げられています。また、福祉の理想郷を目指す名張市がどのようなまちづくりをしていけばよいかという問いに対しては、障害者や高齢者等も住みやすいまちづくりを望むという答えが多いです。

③ 課題

障害のある人が障害のない人と同じように生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が普及しつつある中で、障害者の地域で生活することへの希望が高まっています。

障害者福祉の基礎調査で「福祉の理想郷を目指す名張市が今後どのようなまちづくりをしていけばよいか」を聞いたところ、障害者や高齢者も住みやすいまちづくりを望む答えた人が20%となっており、障害者が地域で安心して暮らすことを求めていることがうかがえる結果となっています。そのためには、受け皿となる地域の障害者への理解も必要となってきます。

さらに、在宅福祉サービスの充実だけではなく、障害者が主体的に安定した豊かな生活を営むことが出来るように障害者本位のきめ細かな生活支援を進めていく必要があります。そのためには、障害者とその家族に対する相談支援機能・生活支援機能の充実や、障害者が利用出来る情報をそれぞれの障害者に適した形で提供する必要があります。また、障害者の権利擁護を推進していく必要があります。

この分野の主要な課題は、次の5つです。

- ・相談支援機能・生活支援機能の充実
- ・情報提供機能の充実
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実

- ・ 障害者の権利擁護

(2) 施策の目標

目標を設定する事項	2014 年度現状	2019 年度目標
手話通訳者・要約筆記奉仕員	38 人	43 人
点訳・朗読奉仕員	34 人	45 人
身体・知的・児童生活介護事業所	6 事業所	8 事業所
知的(高齢者含む)・精神グループホーム	21 箇所	26 箇所

① 相談支援機能・生活支援機能の充実

(ア)生活支援センターの充実

本市では、現在、地域包括支援センター内の基幹相談支援センターと伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」で、それぞれの障害に応じた相談に対し、助言指導を行なっています。障害が重複するケースなど、連携が必要な際の連絡調整等について、共生地域デザイン会議の専門部会等で行っていますが、利用者の利便性に配慮した地域の生活支援の拠点として、その機能の充実や体制強化に努めていきます。

(イ)相談支援体制の充実

障害者とその家族が身近で気軽に相談出来るように、民生・児童委員やまちの保健室等を活用し、各地域に根ざした相談受付の窓口の普及、啓発に努め、相談内容に応じて適切な関係機関につなげていくネットワーク体制を確立します。さらに、地域包括ケアシステムの中で、新たな相談支援体制を検討します。

また、関係機関においては担当職員等の資質向上のための研修を充実させるなど、相談支援機能・生活支援機能の充実を図るとともに、関係機関相互の連携による相談支援体制のさらなる充実を図ります。

(ウ)相談員の活動の充実

障害者団体等の関係団体の育成支援を図り、身近な相談窓口としての機能を強化します。また、地域において障害者の相談、指導、助言等を行う身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の活動の充実を図ります。

(エ)カウンセリング活動の充実

障害者同士の相談支援であるピアカウンセリングは障害者の自立生活にとって重要であることから、障害者団体や家族会の育成を通してカウンセリング活動の一層の充実を図ります。

② 情報提供機能の充実

(ア)多様な情報提供の充実

障害者が利用出来る各種制度等についての多様な情報を収録した「障害者ガイドブック」を、それぞれ

の障害者に適した分かりやすく活用しやすい形で提供するように努めます。また、現在の状況に合わせたインターネット等を活用した情報提供を推進します。

(イ)的確な情報提供の充実

手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣や、点字や録音広報等の発行等、視覚障害者や聴覚障害者等に対する的確な情報提供に努めます。

点訳や朗読、手話通訳等の各種ボランティアの養成に努めるとともに、手話や点字に関する本市職員の研修の充実も図り、窓口業務等でのコミュニケーションの円滑化に努めます。

③ 在宅福祉サービスの充実

(ア)在宅サービス提供体制の整備

家庭や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にしながら、出来る限り家庭や身近な地域で質の高い福祉サービスが利用出来る体制を整備します。

在宅障害者とその家族を多面的に支援するために障害の特性に応じた生活支援センターの充実、市内の居宅生活支援事業所に、居宅サービス提供体制の充実を働きかけるとともに、ホームヘルパー等の計画的な養成と確保を図ります。また、障害の特性や障害者のニーズに応じた適切な介護等のサービスが提供出来るように障害者生活支援事業を実施します。

(イ)生活介護事業の充実

在宅の障害(児)者を対象に、通所による介護や日常生活訓練、創作活動等を行う生活介護事業の拡充を図り、地域での障害者の自立生活と社会参加を支援する体制づくりに努めます。

放課後等デイサービスについては、長期休業中を含む放課後支援のニーズが高まってきていることから、新たなサービス事業創設を検討します。

(ウ)短期入所・日中一時支援事業の充実

家庭での生活が一時的に困難になった在宅の障害者を施設等で短期間受入れる短期入所事業の拡充を図り、介護や介助にあたる家族の休息を目的としたレスパイトケアを含めた利用ニーズに応えられるようにしていきます。

(エ)福祉用具サービスの充実

障害者の日常生活の円滑化と介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具に関する情報を提供し、福祉用具の普及促進に努めるとともに、福祉用具の供給体制の整備を図ります。

また、障害者が必要とする福祉用具等の給付・貸与事業の充実を図ります。

(オ)共同生活援助への支援

平成 26 (2014) 年 4 月から共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。今後も障害者が地域で共同生活を営むグループホームが、充実した生活の場となるように支援施策の拡充を図り、新たな設置を促進します。

④ 施設福祉サービスの充実

(ア)入所型生活施設の機能整備

障害者援護施設等の入所型生活施設について、施設が障害者の人権を尊重し、快適で安定した生活の場となるとともに、地域生活の訓練の場としての機能の充実と地域の交流の場としても開放していきます。ライフステージに対応した施設の整備を図り、身体障害者および高齢知的障害者の生活の場を確保するため、共同生活援助（グループホーム）の設置を行います。

また、精神障害者の生活の場の充実を図るため、共同生活援助等の整備の検討をします。

(イ)施設機能の活用

施設の有する専門的機能と専門スタッフを活用して、生活介護事業や短期入所事業、実習生やボランティアの受入れ等の地域への支援機能の充実を図るとともに、地域住民との交流行事を開催するなど、地域とのふれあいの場としての機能の充実に努めます。

⑤ 障害者の権利擁護

(ア)所得保障と後見制度の利用の推進

知的障害や精神障害、認知症の高齢者等の自己の意思表示が困難な者の財産管理や権利擁護等のために、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度法人後見事業を実施しています。また、成年後見制度による支援が必要な人には、名張市及び伊賀市に在住する人を対象として設置された伊賀地域福祉後見サポートセンターにより、制度利用についての相談・助言、申立手続、権利擁護に関する情報提供などの支援をしています。これらの制度の周知を図り、障害のある人の財産管理や権利擁護の推進を図ります。

また、名張市共生地域デザイン会議において専門部会を設け、障害者の権利擁護関連についての事象について解決に向けた協議を実施していきます。

(イ)障害者の人権施策の充実

「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」のもとに、名張市に設置された「人権センター」と連携し、障害者に対する差別をなくすための施策を充実していきます。

(ウ)障害者虐待防止センターの充実

障害者の虐待の通報や届け出、支援などの相談を受ける「名張市障害者虐待防止センター」を充実し、障害者の安全を最優先に考え対応します。

(エ)障害者差別解消法の啓発広報活動

平成 26（2014）年 1 月、障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が平成 28（2016）年 4 月施行されることになりました。広く市民等に障害者差別解消法の理解を求めるため、啓発広報活動を実施します。

(オ)消費者トラブルの防止と救済

障害者が消費者トラブルに遭わないよう、障害者との関わりのある団体等と連携しながら、障害者本人、民生委員・児童委員等地域の支援者の研修の機会を設け、消費者トラブルの事例や対応策を伝えることにより、防止意識の向上を図ります。